

群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議細則

平成28年12月14日 制定

(趣 旨)

第1条 この細則は、群馬大学医学部附属病院長選考規程（以下「病院長選考規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 候補者選考会議は、病院長選考規程第5条第3項に基づき、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 病院長候補者選考基準案を策定し、学長に提出
- (2) 病院長候補者選考基準に基づき、原則3人の病院長候補者を選考し、学長に推薦

(組 織)

第3条 候補者選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
- (2) 医学系研究科長
- (3) 医学系研究科から選出された教員 1人
- (4) 医学部附属病院から選出された教員又は職員 1人
- (5) 学長が委嘱する学外有識者 3人
- (6) その他学長が必要と認める者

(候補適任者の除外)

第4条 選考の過程において、候補者選考会議の委員が、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）になったときは、当該委員を辞するものとする。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、前条各号（第2号を除く。）に掲げる者を補充することができる。

(議 長)

第5条 候補者選考会議に議長を置き、第3条第1号の委員のうち、学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、候補者選考会議を主宰する。

(議 事)

第6条 候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 候補者選考会議の事務は、関係各課の協力を得て、昭和地区事務部総務課におい

て処理する。

(雑 則)

第9条 この細則に定めるもののほか，病院長候補者の選考に関して必要な事項は，別に定める。

附 則

この細則は，平成28年12月14日から施行する。